

会 員 各 位

長崎県中小企業団体中央会
会 長 林 田 邦 彦



中小企業が押さえるべき労務・社会保険制度改正講習会の開催について

時下、貴台には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会の業務運営につきましては、日頃から格別のご高配に預かり厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年10月から、カスタマーハラスメント対策の義務化や、いわゆる106万円の壁の撤廃等の社会保険の適用拡大が予定されており、加えて、従業員に対する育児・介護と仕事の両立支援も推奨されるなど、企業において適切に対応することが求められています。

そこで本会では、今後予定されている制度改正の内容や企業への影響、実務上の対応について理解を深めていただくため、標記講習会を開催いたします。

本講習会では、制度改正のポイントだけでなく、「企業として今から何を準備しておくべきか」という実務的な観点から分かりやすく解説いただく予定ですので、会員の皆様には是非ご出席を賜りますようお願いいたします。

つきましては、別紙「参加申込書」にて令和8年10月9日(金)までにメール又はFAXにて本会宛てご回答いただきますよう、併せてお願い申し上げます

記

1. 開催日時 令和8年10月16日(金) 14時～16時
2. 開催場所 平安閣サンプリエール
(長崎市元船町2番4号 Tel: 095-822-3390)
3. 講習内容
テーマ: 中小企業が押さえるべき労務・社会保険制度改正講習会
講 師: 山本 遥 氏 (社会保険労務士)

【お問合せ先】

長崎県中小企業団体中央会
総務課 担当: 友川、中川

〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館 9F

TEL: 095-826-3201 FAX: 095-821-8056

e-mail: soumu@nagasaki-chuokai.or.jp